

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年大磯町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、全日数にわたって勤務しなかった場合は、報酬は支給しない。

第13条第1項中「費用弁償として出動1時間につき570円」を「別表第2に定める費用弁償」に改める。

第14条ただし書及び各号を削る。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

階 級	報酬の額	
団長	年額	157,900円
副団長	年額	92,900円
分団長	年額	53,400円
副分団長	年額	40,400円
部長	年額	37,900円
班長	年額	35,500円
団員	年額	33,000円

別表第2（第13条関係）

区 分	支給単位	金 額
災害出動	3時間未満	3,100円
	3時間以上	4,600円
訓練、警戒等出動	3時間未満	1,600円
	3時間以上	3,100円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄